

武蔵野商工会議所ホームページ有料バナー広告募集

武蔵野商工会議所では、地元企業の活性化やビジネスチャンスの拡大等にご利用いただくため、当所トップページに有料バナー広告スペースを設け、広告を募集しています。

概要は以下のとおりです。

掲載を希望する事業所は、2ページ以降の「武蔵野商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱」もご確認のうえお申し込みください。

広告の掲載資格

武蔵野商工会議所の会員事業所とし、会費を完納していること。

広告の掲載場所

ホームページのトップページ。(商工会議所が指定した位置)

広告の規格

- (1) 大きさ 縦 75 ピクセル×横 260 ピクセル
- (2) 容 量 30KB 以内
- (3) 形 式 Jpg gif (アニメーションは不可)

広告の掲載料

1 枠 1 ヶ月あたり 10,500 円。

(1 枠 6 カ月の申し込みの場合、1 ヶ月分を割引とする)

掲載期間

原則、1 ヶ月単位とし、1 回の申し込みで最長 6 カ月とする。なお、掲載始期は月の初日の正午とし、終期は翌月初日の正午とする。掲載始期および終期が土・日曜日・祝日と重なる場合は翌営業日とする。

広告掲載のお申込み方法

5 ページ掲載の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX でお送りいただくか、同内容をメールにてお知らせください。

お問合せ・申し込み先

武蔵野商工会議所・総務課

TEL : 0 4 2 2 - 2 2 - 3 6 3 1 FAX : 0 4 2 2 - 2 2 - 3 6 3 2

Mail : soumu@musashino-cci.or.jp

武蔵野商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野商工会議所ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載資格)

第2条 広告を掲載できるものは、武蔵野商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員事業所とし、会費を完納していることとする。

(広告の種類および範囲)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページに画像を貼り、クリックすることで他のサイトへリンクしているもの）とし、内容が次の各号に該当しないものであること。

(1) 商工会議所のホームページに掲載することで、その公共性、中立性および品位を損なうおそれのあるもの

(2) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの

(3) 公の秩序または善良な風俗に反するおそれのあるもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの

(5) 投機的内容または射幸心を煽る内容に関するもの

(6) 虚偽、または誤認されるおそれがあるもの

(7) 内容が不明確なもの

(8) その他、商工会議所が広告として適当でないと判断するもの

(広告の掲載場所)

第4条 広告掲載場所は、ホームページのトップページとし、商工会議所が指定した位置とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は次の各号に定める規格とする。

(1) 大きさ 縦 75 ピクセル×横 260 ピクセル

(2) 容量 30KB 以内

(3) 形式 Jpg gif（アニメーションは不可）

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠1ヶ月あたり10,500円とする。1枠6カ月の申し込みで1ヶ月分を割引するものとする。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として1ヶ月単位とし、1回の申し込みで最長6カ月とする。なお、掲載始期は月の初日の正午とし、終期は翌月初日の正午とする。掲載始期および終期が土・日曜日・祝日と重なる場合は翌営業日とする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、商工会議所のホームページおよび会報に掲載し公募するものとする。

(掲載の申し込み)

第9条 広告の掲載を希望する事業所は、「武蔵野商工会議所有料バナー広告掲載申込書」(第1号様式)を商工会議所に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第10条 商工会議所は、前条の申請があったときはその諾否を決定し、申請事業所へ通知するものとする。

(掲載料の納入)

第11条 掲載決定通知を受けた事業所は、広告掲載開始前までに商工会議所が指定する方法で、当該広告の掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、第5条の規格に従い広告主が作成し、商工会議所が指定した期日までに提出するものとする。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 商工会議所は次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が掲載料を納入しないとき
- (2) 広告主が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき
- (3) その他、商工会議所が広告掲載を継続することが不相当だと認めたとき

(掲載料の返還)

第15条 納入済みの掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由によるときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、専務理事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

武蔵野商工会議所有料バナー広告掲載申込書

バナー広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

事業所名				
住所	〒			
連絡先	TEL		FAX	
	e-mail			
事業内容				
代表者名		担当者	氏名	部署
掲載希望期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (ヶ月間)			
リンク先 URL				
備考				

お申込先

武蔵野商工会議所 総務課

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-10-7

TEL: 0422-22-3631 FAX: 0422-22-3632

e-mail: soumu@musashino-cci.or.jp